

環境影響評価に係る参考資料

令和5年4月

目 次

項目	ページ
はじめに	
環境基準について	1
騒音・振動に係る規制について	1
測定値について	2
I 環境基準	
1. 大気汚染に係る環境基準	3
2. 水質汚濁に係る環境基準	6
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	6
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	8
3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	11
4. 土壌の汚染に係る環境基準	13
5. ダイオキシンに係る環境基準	15
6-1. 騒音に係る環境基準	17
II 規制	
6-2. 騒音に係る規制	19
(1) 工場・事業場騒音	19
(2) 特定建設作業騒音	20
7. 振動に係る規制等	22
(1) 工場・事業場振動	22
(2) 特定建設作業振動	23
8. 交通に係る規制	24
8-1. 自動車騒音に係る規制	24
8-2. 道路交通振動に係る規制	25
<参考>	
豊中市が策定している主な計画等一覧	26
騒音・振動に係る環境基準・規制基準等についての告示等一覧	27

はじめに

豊中市環境影響評価技術指針では、保全目標の設定にあたっては、環境基準や関係法令等の基準を参考とすることとしている。

この参考資料では、豊中市の環境影響評価に関連する項目の環境基準や規制基準等の概略を掲載しているが、環境基準や規制基準等は、法令や条例の改正などに伴い改正されることがあるため、使用にあたって疑義のあるときには、豊中市環境部環境指導課に確認をしてください。

□ 環境基準について

環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）の第十六条に基づき、国が人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいとされています。

また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの
政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

□ 騒音・振動に係る規制について

国において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音・振動について規制するために、昭和43年6月に騒音規制法、昭和51年6月に振動規制法が制定されています。

大阪府においては、昭和25年に初めて大阪府事業場公害防止条例が制定され、昭和44年に大阪府公害防止条例、平成6年3月には大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」とい

う。)に改正され、工場・事業場に関する規制、建設作業に関する規制、拡声機の使用の制限、深夜における音響機器の使用の制限、深夜における営業等の制限などが定められています。

豊中市では、騒音規制法、振動規制法及び府条例に基づき、工場・事業場や建設作業等に対する規制を行っていますが、さらにきめ細かい規制を行うため、昭和48年10月に豊中市環境保全条例を制定、平成17年3月にはこれを全面改正し、豊中市環境の保全等の推進に関する条例（以下「市条例」という。）としました。なお、規制基準を遵守しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合は、計画変更や改善措置を講じるように指導し、騒音・振動の防止に努めています。

また、自動車騒音・道路交通振動については、法により改善の要請ができる限度が定められています。

□ 測定値について

豊中市では、市内3か所の観測局で大気汚染などの観測を行っています。また、定期的に水質の調査なども行っており、その測定結果を毎年度「豊中市の環境保全」として、冊子やホームページで公表しているので、参考にしてください。

I 環境基準

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、次のとおり定められている。また、大阪府では、環境基準の項目以外にも独自で環境保全目標を定めている。

1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）	測 定 方 法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (S. 48. 5. 16 環告 35)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (S. 48. 5. 8 環告 25)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (S. 48. 5. 8 環告 25)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (S. 53. 7. 11 環告 38)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光 化 学 オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (S. 48. 5. 8 環告 25)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めなければならない。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 (H. 9. 2. 4 環告 4)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。 (H. 30. 11. 19 環告 100)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H. 9. 2. 4 環告 4)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 (H. 13. 4. 20 環告 30)	

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。 (H. 21. 9. 9 環告 33)	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

※ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

4) 大気中炭化水素濃度の指針

炭化水素は窒素酸化物とともに、光化学スモッグの原因物質であることから、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」が次のとおり示されている。

物 質	指 針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51. 8. 13 中央公害対策審議会答申)

5) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

有害大気汚染物質については、優先取組物質 23 物質が定められており、中央環境審議会からの「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」において、「指針値が示されなかった物質についても、今後、迅速な指針値の設定を目指し、検討を行っていくことが適当である」とされている。

物質	指 針	指針値が示された答申
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第12次（令和2年8月）
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第12次（令和2年8月）
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次（平成18年11月）
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次（平成18年11月）
水銀及びその化合物	1年平均値が $40\text{ng Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ng Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次（平成15年7月）
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下であること。	第9次（平成22年10月）
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次（平成18年11月）
マンガン及びその化合物	1年平均値が $140\text{ng Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。	第10次（平成26年5月）

〈大阪府の環境保全目標〉

大阪府の環境保全目標の項目のうち、環境基準と異なる基準のものは次のとおりである。

○光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。

○悪臭：大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度

◎環境基準による大気汚染の状況の評価

(1) 短期的評価（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値又は各1時間値をそれぞれ該当する環境基準と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、昼間（5時から20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

・二酸化窒素：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を「0.06ppm以下であること」と比較して評価を行う。つまり、1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間9

8%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

・二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準（1日平均値）と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には、環境基準が達成されていないものと評価する。

(3) 微小粒子状物質については、次に記す長期基準と短期基準の両方の基準の達成をもって、環境基準の達成と評価する。

1年平均値を、長期基準（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）と比較して評価を行う。1年間の測定を通じて得られた1日平均値の年間98パーセンタイル値（低い方から数えて98%目の値）を、短期基準（1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）と比較して評価を行う。

環境基準の評価にあたっては、1日の測定値が20時間に満たない場合の1日平均値及び年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による評価の対象とはしない。

2. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて定められている。

また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」についても人の健康を保護するための基準として、別途定められている。

1) 人の健康の保護に関する環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域一律に定められ、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域に分け、利用目的に応じた水域類型ごとに定められている。

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示 59 号、直近改正平成 31 年 3 月 20 日)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10 ml、りん酸 60 ml 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250 ml を混合し、水を加えて 1,000 ml としたものを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法 又は規格 34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	付表 8 に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 		

2) 生活環境の保全に関する環境基準

(2) 生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じて水域類型を設けて定められている。豊中市域には、対象となる湖沼及び海域はないため、河川についての環境基準を示す。

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1000CFU/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	別表10に掲げる方法

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さい順に並べた際の0.9 x n番目（nは年間の日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9 x nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする
 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛 (Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

〈大阪府の環境保全目標〉

大阪府の環境保全目標の項目のうち、河川の水質で環境基準と異なる基準のものは次のとおりである。

項目	目標値（千里川、猪名川、天竺川、神崎川に適用）
フェノール類	0.01 mg/ℓ 以下
銅	0.05 mg/ℓ 以下
溶解性鉄	1.0 mg/ℓ 以下
溶解性マンガン	1.0 mg/ℓ 以下
全クロム	1.0 mg/ℓ 以下

アンモニア性窒素	1.0 mg/ℓ 以下
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと

[底質]

項 目	目 標 値
P C B	10 mg/kg
水銀	25 mg/kg
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境省告示10号、直近改正平成31年3月20日)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 K0102の38.1.2(規格 K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格 K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格 K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格 K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/ℓ以下	規格 65.2(規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 65.の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7の7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/ℓ以下	規格 K0102の61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	シス体にあつては規格 K0125の5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては K0125の5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0125の5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0102の67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102の43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102の43.1 に定める方法

ふ	つ	素	0.8mg/l以下	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10 ml、りん酸 60 ml 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250 ml を混合し、水を加えて 1,000 ml としたものを、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほ	う	素	1mg/l以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1	4	ジオキサン	0.05mg/l以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備考				
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>				

4. 土壌汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示46号、直近改正平成31年3月20日)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農地用においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中の濃度に係るものにあつては日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農地用に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液10につき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液10につき0.05mg以下であること。	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液10につき0.01mg以下であり、かつ、農地用（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中の濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農地用に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液10につき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農地用（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液10につき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	検液10につき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液10につき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液10につき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液10につき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液10につき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液10につき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液10につき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注 ² ）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁

		物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほ　　う　　素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 環境上の条件のうち検液中の濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 		

5. ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成十二年一月十五日から適用する。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 		

4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

〈大阪府の環境保全目標〉

大阪府の環境保全目標の項目のうち、環境基準と異なる基準のものは次のとおりである。

○地下水質：1 年平均値が 1pg-TEQ/l 以下であること。

6-1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

（平成 10 年 9 月 30 日環境省告示 64 号、直近改正平成 24 年 3 月 30 日環告 54）

地域の 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間（午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで）
AA	豊中市内は指定なし。	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（注） 該当地域の指定は、平成 22 年 10 月 1 日豊中市告示 274 号。（直近改正平成 30 年 4 月 1 日）

（注） 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

騒音に係る環境基準 道路に面する地域

地域の区分	時間の区分	
	昼間（午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

騒音に係る環境基準(道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間)

昼間	午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間	午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
70 デシベル以下		65 デシベル以下	
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。			

(注) (1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

①道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。)

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

②2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

〈大阪府の環境保全目標〉

大阪府の環境保全目標の項目うち、騒音・振動で環境基準と異なる基準のものは次のとおりである。

○鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項 目	目標値	対象地域
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く) 建設作業騒音 その他の飛行場騒音(※ 1) 振動 低周波音	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域(※2)、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域

※1 航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。

※2 豊中市内には工業専用地域に指定されている地域はない。

II 規制

6-2 騒音に係る規制等

国においては、騒音規制法を定め、著しい騒音を発生する工場・事業場などの施設や建設作業に対し、届出義務や制限を課している。

また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、豊中市では、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」を定め、よりきめ細かい規制を行っている。

(1) 工場・事業場騒音

騒音規制法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」では、著しい騒音を発生する施設（法による「特定施設」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による「届出施設」、の敷地境界線における許容限度(規制基準)の遵守義務等を課している。

騒音規制法等に基づく工場・事業場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		〔午前6時から 午前8時まで〕	〔午前8時から 午後6時まで〕	〔午後6時から 午後9時まで〕	〔午後9時から 午前6時まで〕
第1種区域 〔第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域〕		45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 〔第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域〕		50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 (近隣商業、商業、準工業地域)		60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域 (工業地域)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(2) 特定建設作業騒音

騒音規制法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」では、著しい騒音を発生する建設作業を「特定建設作業」と定め、その作業の敷地境界線における騒音の大きさや1日の作業時間等について規制している。

「特定建設作業」の種類や規制基準は、次のとおりである。(○印が規定のあるもの)

騒音規制法等に基づく特定建設作業

項目 作業 番号	特 定 建 設 作 業 の 種 類	騒 音 規制法	大阪府 生活環 境の保 全等 に 関 する 条 例	豊中市 環境の 保全等 の推 進 に 関 する 条 例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガと併用する作業を除く。）	○	□	—
2	びょう打機を使用する作業（インパクトレンチを除く。）	○	□	—
3	さく岩機を使用する作業（*1）	○	□	—
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	□	—
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	□	—
6	バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（*2）	○	□	—
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（*2）	○	□	—
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（*2）	○	□	—
9	6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	—	○	—
10	スケルトンバケットを使用するふるい分け作業（6に規定するバックホウに取り付けて使用するものに限る。）、スケルトンバケットを使用する掘削又はふるい分け作業（9に規定するショベル系掘削機械に取り付けて使用するものに限る。）（*3）	—	○	—
11	コンクリートカッターを使用する作業（*1）	—	○	—
12	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○	—
13	アースオーガと併せて、くい打ち機を使用する作業	—	—	○
14	インパクトレンチを使用する作業	—	—	○
15	コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	—	—	○
16	火薬を使用する破壊作業	—	—	○

17	バイブレーションローラー又はランマを使用する作業	—	—	○
18	電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業	—	—	○
19	動力源として発電機（10kW以上のものに限る。）を使用する作業	—	—	○

府条例の届出対象のうち、□印は法に基づく指定地域以外で府知事の指定する地域での作業が対象となる。

(*1) 作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

(*2) 国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものを除く。

(*3) 令和4年10月1日施行

■ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

敷地境界上の基準値	作業可能時刻		1日あたりの最大作業時間		最大作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシベル	午前7時から 午後7時	午前6時から 午後10時	10時間	14時間	連続6日間	日曜その他の休日を除く日

備考 ※第1号区域 第1,2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪国際空港の敷地のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域。

※第2号区域 工業地域のうち第1号区域以外の地域の他、府条例では工業専用地域の一部、大阪国際空港の敷地の一部及び水域の一部も該当。

7. 振動に係る規制等

国においては、振動規制法を定め、著しい振動を発生する工場・事業場などの施設や建設作業に対し、届出義務や制限を課している。

また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、豊中市では、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」を定め、よりきめ細かい規制を行っている。

(1) 工場・事業場振動

振動規制法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」では、著しい振動を発生する施設（法による「特定施設」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による「届出施設」、の敷地境界線における許容限度(規制基準)の遵守義務等を課している。

振動規制法等に基づく工場・事業場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		〔午前6時から 午後9時まで〕	〔午後9時から 午前6時まで〕
第 1 種 区 域 〔第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域、田園住居地域〕		60デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域 (I) (近隣商業、商業、準工業地域)		65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域 (II) (工業地域)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第1種区域の境界線から15メートル以内の区域	65デシベル	60デシベル
	そ の 他 の 区 域	70デシベル	65デシベル

(2) 特定建設作業振動

振動規制法等に基づく特定建設作業

項目 作業 番号	特 定 建 設 作 業 の 種 類	振 動 規制法	府条例	市条例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	□	—
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	□	—
3	舗装版破碎機を使用する作業（*1）	○	□	—
4	さく岩機（手持式のものを除く。）を使用する作業（*1）	○	□	—
5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業	—	○	—
6	アースオーガと併せて、くい打ち機を使用する作業	—	—	○
7	インパクトレンチを使用する作業	—	—	○
8	コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	—	—	○
9	火薬を使用する破壊作業	—	—	○
10	バイブレーションローラー及びランマを使用する作業	—	—	○
11	電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	—	—	○
12	動力源として発電機（10kW以上のものに限る。）を使用する作業	—	—	○

備考 開始した日に作業が終わるものは除く。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の届出対象のうち、□印は法に基づく指定地域以外で府知事の指定する地域での作業が対象となる。

(*1) 作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

■ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

敷地境界上の基準値	作 業 可 能 時 刻		1日あたりの最大作業時間		最大作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	午前7時から 午後7時	午前6時から 午後10時	10時間	14時間	連続6日間	日曜その他の 休日を除く日

備考 ※第1号区域 第1, 2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1, 2種中高層住居専用地域、第1, 2種住居地域、

準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第

2号

区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪国際空港の敷地のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷

地の周囲80mの区域内の地域。

※第2号区域 工業地域のうち第1号区域以外の地域その他、府条例では工業専用地域の一部、大阪国際空港の敷

地の一部及び水域の一部も該当。

8 交通に係る規制

8-1. 自動車騒音に係る規制

騒音規制法では、自動車騒音の大きさが一定の限度(要請限度)を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長は公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請するほか、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる、としている。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域 の区分		1	2	3	
		第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 田園住居地域、準住居地域 用途地域指定のない地域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域指定のない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
時間の区分		1車線	2車線以上	2車線以上	車線有
昼 間	午前6時から 午後10時まで	65デシベル	70デシベル	75デシベル	
	午後10時から 翌日の午前6時まで	55デシベル	65デシベル	70デシベル	

※ 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号、改正平成23年環境省令第32号)

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(幹線交通を担う道路に近接する区域にかかる限度)

昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
75デシベル以下	70デシベル以下

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規

則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定。

- ② 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

8-2. 道路交通振動に係る規制

振動規制法で、道路交通振動の大きさが一定の限度(要請限度)を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、市町村長は、道路管理者に当該道路の修繕等の措置を要請し、又は公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請する、としている。その要請限度は次のとおりである。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分 時間の区分		第1種区域	第2種区域
		〔第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域、田園住居地域 用途地域指定のない地域〕	〔近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域〕
昼間	〔午前6時から 午後9時まで〕	65デシベル	70デシベル
夜間	〔午後9時から翌日 の午前6時まで〕	60デシベル	65デシベル

自動車公害の長期的、抜本的な対策として、低公害車の普及促進、総合的な交通輸送体系の編成、沿道土地利用の適正化などの都市計画を含む施策が求められています。

豊中市が策定している主な計画等一覧

- ・ 第4次豊中市総合計画
- ・ 第2次豊中市都市計画マスタープラン
- ・ 第3次豊中市環境基本計画
- ・ 第2次豊中市地球温暖化防止地域計画～とよなか・ゼロカーボンプラン～
- ・ 第4次豊中市地球温暖化対策実行計画
- ・ 第2次豊中市みどりの基本計画
- ・ 都市景観形成マスタープラン【基本計画、景観計画】
- ・ 千里ニュータウン再生指針 2018
- ・ 千里中央地区活性化基本計画
- ・ 第3次庄内地域住環境整備計画
- ・ 新・豊南町地区整備計画
- ・ 第3次豊中市道路整備計画
- ・ 豊中市交通バリアフリー化の基本方針
- ・ 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 第4次豊中市ごみ減量計画
- ・ 豊中市伊丹市ごみ処理施設整備基本構想
- ・ 第2次とよなか水未来構想
- ・ 豊中市新・産業振興ビジョン

(順不同)

- 上記以外にも関連する計画等があります。また、上記の計画のうち改訂作業中のものもあるため、関係する場合には担当部署にご確認ください。
- 上記の計画等は、市のホームページでもご覧いただけます。